

23 盛 議 号 外
平成 23 年 8 月 31 日

議 員 各 位

盛岡市議会事務局長 小 山 和 良

原発避難者特例法等の施行について（お知らせ）

このことについて、岩手県市町村課から通知がありましたので、参考までにお知らせします。

市町村第 482 号
平成 23 年 8 月 22 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

岩手県政策地域部長

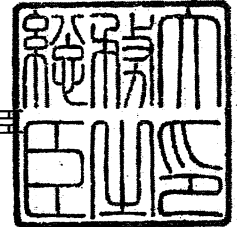
東日本大震災等における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律等の施行について（通知）このことについて、総務大臣から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。ついては、各市町村におかれては特段の御協力をお願いします。

市町村課 行政担当
主事 後藤 仁一
電話:019-629-5242【直通】
FAX :019-629-5244
Mail:jin-gotou@pref.iwate.jp

総行行第120号
平成23年8月19日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議長 殿

総務大臣



東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律
等の施行について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）は、平成23年8月12日に公布され、同日施行することとなりました。また、これに併せて、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則（平成23年総務省令第119号。以下「総務省令」という。）が平成23年8月19日に公布され、同日施行することとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 趣旨に関する事項（法第1条関係）

この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

第2 定義に関する事項（法第2条関係）

- 1 この法律において「指定市町村」とは、第3の1により指定された市町村をいうものとする。
- 2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいうものとする。
- 3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいうものとする。
- 4 この法律において「住所移転者」とは、平成23年3月11日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうものとする。
- 5 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第10の1から3までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいうものとする。
なお、指定市町村の条例には、住所移転者の申出の手続（申出事項・申出書の様式）、申出事項についての指定都道府県への情報提供などについて定めることが考えられること。

第3 指定市町村の指定等に関する事項（法第3条関係）

- 1 総務大臣は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域を含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができるものとする。
 - ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
 - ② 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
 - ③ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
 - ④ ①から③までのほか、これらに類するものとして政令で定める指示
- 2 総務大臣は、1による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 3 2により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 4 総務大臣は、1による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

第4 避難住民の届出等に関する事項（法第4条・総務省令関係）

1 第3の4による指定市町村の告示の日（以下「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならないものとする。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であって、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでないものとする。

なお、「当該届出に相当する行為をした場合」としては、告示日前に指定市町村に避難場所等の情報を届け出ている場合や、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされている場合が考えられること。

2 告示日後に新たに避難住民となった者は、避難住民となった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならないものとする。

3 1又は2による届出をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなったときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならないものとする。

4 1から3までによる届出の方法については、以下のとおり総務省令で定めるものとする。

(1) 1から3までによる届出は、総務省令の別記様式に準じて作成する届出書を指定市町村の長に提出することによって行うものとする。

(2) (1)による届出書の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(1)に規定する届出書を当該届出をする避難住民の避難場所をその区域に含む市町村の長が受け付け、当該市町村の長が、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて指定市町村の長に伝達した場合は、その受け付けた日に(1)の規定により届出書が提出されたものとみなすものとする。

これは、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされる場合が考えられること。

5 4(1)から(3)までの場合においては、指定市町村の長又は避難先市町村の長は、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、

許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて指定市町村の長が適当と認める書類を提示する方法その他これに準ずるものとして指定市町村の長又は避難先市町村の長が適当と認める方法により、可能な限り届出人が本人であることを確認すること。

- 6 指定市町村の長は、1から3までによる届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

第5 避難住民に関する特定の事務の届出等に関する事項（法第5条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができるものとする。

なお、指定市町村の長が届出をするときは、指定都道府県の知事を経由するものとされていることから、指定都道府県においては、避難先の市町村又は都道府県における事務処理が円滑に行われるよう、指定市町村ごとに届け出ようとする事務の範囲について、適宜調整を図られたいこと。

- 2 総務大臣は、1による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

第6 避難住民に係る事務処理の特例等に関する事項（法第6条及び第7条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、第5の2により告示された事務（以下「特例事務」という。）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であつて法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの（以下「避難先団体」という。）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができるものとする。

- 2 1の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（5の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。

- 3 1及び2は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体においては処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しないものとする。

- 4 3の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならないものとする。

- 5 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、

直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。

- 6 5の場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。
- 7 指定市町村の長は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、指定都道府県の知事及び避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとし、避難先団体が都道府県であるときは、指定都道府県の知事を経由して行うものとする。
- 8 指定都道府県の知事は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとする。

第7 避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用に関する事項（法第8条関係）

第6の2により特例事務を避難先団体が処理する場合においては、当該避難先団体が特例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

第8 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担に関する事項（法第9条関係）

- 1 第6の2により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担するものとする。
- 2 国は、1により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第9 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務に関する事項（法第10条関係）

- 1 第6の1の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であって法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、第6の1の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。
- 2 国は、第6の1の通知を受けた避難先団体が第6の1の通知に係る避難住民に対して1に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10 特定住所移転者に係る施策等に関する事項（法第11条関係）

- 1 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

- 2 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。
- 3 1及び2のほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 国は、指定市町村及び指定都道府県が1から3までに定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第11 住所移転者協議会に関する事項（法第12条関係）

- 1 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができるものとする。
- 2 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任するものとする。
- 3 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とする。
- 4 住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとする。
- 5 住所移転者協議会は、第10の1から3までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べるすることができるものとする。
- 6 指定市町村の長その他の機関は、5の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。
- 7 1～6に定めるもののほか、住所移転者協議会の構成員の定数その他の住所移転者協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

第12 施行期日等に関する事項

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。（附則第1条関係）
- 2 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第2の3及び4中「住民基本台帳に記録されている」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている」とするものとする。（附則第2条関係）
- 3 国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。（附則第3条関係）

なお、国が講ずる措置については、避難住民に係る措置の運用状況等を踏まえ、別途通知を行う予定であること。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の概要

平成23年8月
総務省自治行政局

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

※ 指定市町村…東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に関して設定された警戒区域等を含む市町村で、あらかじめ関係都道府県の意見を聴いて（都道府県は関係市町村の意見を聴いて）総務大臣が指定した市町村

指定都道府県…指定市町村の区域を包括する都道府県

①市町村の指定（総務大臣の告示）

- ・ あらかじめ都道府県に意見聴取（都道府県は市町村に意見聴取）

②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

- ・ あわせて、国の関係行政機関の長に対して通知

④避難先団体に避難住民の情報を通知

- ・ 指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出（告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし）
- ・ 届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知（指定都道府県・避難先の都道府県を経由）
- ・ 告示された事務のうち、特定の避難先団体においては処理することを要しないものについては、当該団体に対しその旨通知

⑤避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

2 住所移転者に係る措置

- (1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
 - ② 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
 - ③ その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。
- (2) 国は、指定市町村・指定都道府県が(1)の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
- (3) (1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で定めるところにより、申出をした住所移転者から選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。

3 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

4 施行期日：公布の日

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定市町村」とは、次条第一項の規定により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいう。

3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいう。

4 この法律において「住所移転者」とは、平成二十三年三月十一日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいう。

5 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第十一条第一項から第三項までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいう。

(指定市町村の指定等)

第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭

和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

三 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

2 総務大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 前項の規定により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 前三項の規定は、指定市町村の指定の解除について準用する。

（避難住民の届出等）

第四条 前条第四項の規定による指定市町村の告示の日（以下この条において「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならない。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であつて、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでない。

2 告示日後に新たに避難住民となつた者は、避難住民となつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出（第一項ただし書に規定する届出に相当する行為を含む。）をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなつたときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならない。

4 指定市町村の長は、前三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

(避難住民に関する特定の事務の届出等)

第五条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に（指定市町村の長にあつては、指定都道府県の知事を経由して総務大臣に）対し、当該事務の範囲を届け出ることができる。これを変更するときも、同様とする。

2 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、当該指定市町村又は指定都道府県の委員会又は委員の権限に属する事務について前項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ当該指定市町村又は指定都道府県の委員会又は委員の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(避難住民に係る事務処理の特例)

第六条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第三項の規定により告示された事務（以下「特例事務」という。）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であつて法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの（以下「避難先団体」という。）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができる。

2 前項の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（次条第一項の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。

3 前二項の規定は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体においては処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しない。

4 前項の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならない。

（避難住民に関する変更の通知等）

第七条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3 指定市町村の長は、前条第一項又は前二項の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、指定都道府県の知事及び避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとし、避難先団体が都道府県であるときは、指定都道府県の知事を経由して行うものとする。

4 指定都道府県の知事は、前条第一項又は第一項若しくは第二項の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとする。

(避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用)

第八条 第六条第二項の規定により特例事務を避難先団体が処理する場合には、当該避難先団体が特

例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

(避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担)

第九条 第六条第二項の規定により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担する。

2 国は、前項の規定により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(避難住民に対する役務の提供に関する努力義務)

第十条 第六条第一項の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であつて法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、同項の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。

2 国は、第六条第一項の通知を受けた避難先団体が同項の通知に係る避難住民に対して前項に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定住所移転者に係る施策等)

第十一条 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であつて当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

2 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、指定市町村及び指定都道府県が前三項に定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(住所移転者協議会)

第十二条 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができる。

2 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任する。

3 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とする。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

5 住所移転者協議会は、前条第一項から第三項までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

6 指定市町村の長その他の機関は、前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住所移転者協議会の構成員の定数その他の住所移転者協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第二条第三項及び第四項中「住民基本台帳に記録されている」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。）に登録されている」とする。

(東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置)

第三条 国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

理 由

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができるとともに、住所移転者に係る措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律要綱

第一 趣旨

(第一条関係)

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「指定市町村」とは、第三の一により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいうものとする。

二 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいうものとする。

三 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指

定市町村の区域外に避難しているものをいうものとする。

四 この法律において「住所移転者」とは、平成二十三年三月十一日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうものとする。

五 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第十の一から三までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいうものとする。

第三 指定市町村の指定等

(第三条関係)

一 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に
関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原
子力災害対策本部長が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる
指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難する
ことを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができるものとする。

1 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

2 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

3 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

4 1から3までのほか、これらに類するものとして政令で定める指示

二 総務大臣は、一による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

三 二により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

四 総務大臣は、一による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

第四 避難住民の届出等

(第四条関係)

一 第三の四による指定市町村の告示の日（以下「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならぬものとする。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であつて、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでないものとする。

二 告示日後に新たに避難住民となつた者は、避難住民となつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならぬものとする。

三 一又は二による届出をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなつたときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなつた日から十四日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならぬものとする。

四 指定市町村の長は、一から三までによる届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

第五 避難住民に関する特定の事務の届出等

（第五条関係）

一 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができるとすること。

二 総務大臣は、一による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

第六 避難住民に係る事務処理の特例等

(第六条及び第七条関係)

一 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、第五の二により告示された事務(以下「特例事務」という。)について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であつて法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの(以下「避難先団体」という。)の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができるものとする。

二 一の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（五の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。

三 一及び二は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体においては処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しないものとする。

四 三の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならないものとする。

五 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、一の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。

六 五の場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、一の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長

に通知しなければならないものとする。

第七 避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用

(第八条関係)

第六の二により特例事務を避難先団体が処理する場合には、当該避難先団体が特例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

第八 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担

(第九条関係)

一 第六の二により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担するものとする。

二 国は、一により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務

(第十条関係)

一 第六の一の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であつて法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、第六の一の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。

二 国は、第六の一の通知を受けた避難先団体が第六の一の通知に係る避難住民に対して一に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十 特定住所移転者に係る施策等

(第十一条関係)

一 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であつて当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

二 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。

三 一及び二のほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

四 国は、指定市町村及び指定都道府県が一から三までに定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一 住所移転者協議会

(第十二条関係)

一 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができるものとする。

二 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任するものとする。

三 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とすること。

四 住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとする。

五 住所移転者協議会は、第十の一から三までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べることができるとすること。

六 指定市町村の長その他の機関は、五の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。

第十二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を規定するものとする。

(附則第二条関係)

三 国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)